

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ニュージャパントラベル(富山県富山市奥田新町8-1 ボルフロントと4号1階、観光庁長官登録旅行業818号、以下当社)といたしましてが旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 「海外旅行」とは、国内旅行(本邦内のみ)の旅行以外の旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件は以下の条件書によるがパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び旅行契約募集型企画旅行契約の一部によります。
- 当社は、お客様が当社に定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供や運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業者に規定された受託営業所(以下併せて当社といたします)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社には、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約により契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めによります。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとりにつき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込金「お一人様」
旅行代金が50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お申し込み段階で、満席その他事由によりその時点で満席その他理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェディングの取扱い」といいます)をする場合があります。
 - お客様がウェディングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェディング期間」といいます)を確保のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - 旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を行ったお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方式によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。
 - 当社は、ウェディング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
 - 当社は、ウェディング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェディングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェディングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料を支払いません。
 - 当社らは(ア)のお待ちいただける期限までご連絡がなかったときは、予約可能となった場合であっても予約を取り消すことがあります。
 - 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者の方に与え、契約責任者は、契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現にいる、又は将来責任が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申し込み条件

- お申し込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合、原則親権者の方のご同行を条件とします。
- 特定年齢層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他当社指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合はご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為を引起こして脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障害がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後における状態になった場合も直ちに申し出てください)。あらためて当社から案内申し上げます。旅行中における必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面をそれらをお申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するなどを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を拒否することができない場合旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとる事があります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることもあります。
- お客様の都合による旅行の行程から離脱された場合は、その旨、復帰の有無、復帰した場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると当社にお断りする場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報」に関する書面をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.anzen.mofa.go.jp/でもご確認ください。旅行の目的は「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が渡航の是非を検討していただく以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止することがあります。その場合は

- 旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置がとれると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社が所定の取消料を申し受けます。
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検査感染症情報」を確認ください。
 - 衛生情報については
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所「海外で健康に過ごすために」<http://www.forth.go.jp/>

4. 契約書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7-10日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたしますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期に当たるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがあった場合は、旅行開始日までにお渡しします。また、渡来期日前(あつては関係ない)合わせていただける、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲内、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。
「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基礎となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
(ア)「追加代金」
a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
b. ホテル又はお部屋の等級アップ等での「アップグレード」追加代金
c. 「Cクラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
f. その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
(イ)「割引代金」
a. トリプル割引代金(等)とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
b. 子供割引代金(等)年齢その他の条件による割引代金
c. その他「○○割引代金」、「パンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 渡航手続

- 現在お持ちの旅券が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書の有効期手続はお客様の責任で行なっていただきます。入国に必要な旅券の残存有効期間、査証取得の要、不要についてはパンフレット等に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所に問い合わせてください。
- 当社は、「旅行契約の締結渡航手続旅行契約の」の規定に基づき、別途、「渡航手続旅行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することがあります。
- 当社は、当社らの責に帰すべき事由によらず旅券・査証の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものを含まれます。(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。)
- 航空機運賃及び船舶・鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律課されるもの)に限ります。以下同様とします)を含みます。)
- パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席に明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通席を利用します。
- 空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金等(旅行日程にお客様負担と明記してある場合を除く))
- バス代金・ガイド代金、入場料等の観光代金
- 旅行代金及び機・サービス料金(二人部屋にお2人様泊を基準とします。ただし、旅行日程にお客様負担と明記してある場合を除く。)
- 食事代金及び機・サービス料金
- お客様おひとりにつきスーツケース等1個の受託手荷物運送料金(おひとり20kg以内が原則となっておりますが、座席等級・方面により異なります)で詳しくは係員におたずねください)ただし、航空会社の受託手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものとします。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運ばなければならない場合があります。
- その他旅行代金に含まれるもの
(イ) 旅行パンフレット等に添えられた明示したものの
(ロ) 航空機・フェリー・パンフレットに添えられた航空機・フェリーが旅行代金に含まれるもの
(ハ) 記載されているもの・燃焼油・サーチャージのある航空会社の定める燃焼油・サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収及び返金いたしません。
- 送迎(バス等の料金(空港、駅、埠頭及び宿泊場所)。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。

9. 「パンフレット等」に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第8項の旅行代金に含まれるもの、その一部を例示します。
(イ) 渡航手続経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業者取扱料等)
- 日本国内における自宅から発着空港集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- 日本国内の空港施設使用料及び旅保保安サービス料
- 運送機関が課す付加運賃・料金(旅客サーチャージ等)(前項8(ケ)の燃焼油・サーチャージを除きます。)(※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額となった場合は不足分を返金します。)
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超過する分について)
- クレジット代金、電報電話料金、ホテルのローイ・メイド等サービスの、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴うチップ
- 傷病、疾病に関する医療費等
- 日本国内の空港税・出国税・国際旅客航空路料等の諸税・料金(ただし空港税等が含まれていることを明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等を出発前に日本にお支払いいただく場合があります。)
- 「オプションツアー」等と称し、現地に現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
- 「○○ツアー」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- 第8項(エ)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊機関が課す「サービス料金
- 旅行会社により、設定される手荷物運送料金及び有料の機内食や飲み物代金等
- また、第8項(カ)における有料に伴う航空会社の受託手荷物有料及び一部コースにおける現地での手荷物運送料金。

10. 旅行契約内容の変更

- 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画より異なる運送サービスの提供その他の当社の提供し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらわしめ速やかに当該事由が当社の関与するものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額より旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増減変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
 - 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額より旅行代金を減額します。
 - 第10項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・座席その他の諸設備が不足したことをいゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額に旅行代金を変更します。
 - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金と異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の員に帰すべき事由により当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- お客様は、当社に承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に旅行契約を解除することができます。この場合、当社所在地に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,800円・消費税込み)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途旅行契約に関する費用を請求する場合があります。)
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料が当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けられた方、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権(旅行開始前)

- お客様は第2項の旅行契約成立後であっても、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申込は、お申込み店舗の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時や営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- 旅行開始前又は帰国時(航空機を利用するコース並びに本邦外出発地及び到着地とするコース(1)に掲げる旅行契約を除く)

解除期間	取消料(おひとり)	
	ピーク時に旅行を開始する旅行	ピーク時以外に旅行を開始する旅行
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降13日目に当たる日まで	旅行代金の10% (最高5万円とします)	無料
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上 旅行代金が30万円以上50万円未満 旅行代金が15万円以上30万円未満 旅行代金が10万円以上15万円未満 旅行代金が10万円未満	10万円 5万円 3万円 2万円 旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降3日目に当たる日まで		旅行代金の20%
ニ、旅行開始日の前々日以降旅行開始日当日まで(注)、に拠る場合を除く		旅行代金の50%
ホ、無連絡不参加および旅行開始後		旅行代金の100%

*注「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

- 貸切り航空機を利用するコースパンフレット等に記載する取消料によります。
- 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用するコース当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します。)
- 日程中に3日以上にわたるクルーズを含む旅行であれば、契約書面にクルーズ旅行約款を添付する旨の記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によります。
- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
(イ) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の下欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
(ロ) 第11項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
(ニ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日まで、ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行のお申込みがあった場合は、旅行開始日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付できなかったとき。
- 当社に、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消しに再予約を行うこととなり(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権(旅行開始後)

- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責任が生じた事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能にならない旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれらを支払う取消料、違約料その他の各名目による費用を差し引いて払い戻します。

15. 当社の解除権(旅行開始前)

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加できない意思があるものとし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の費用をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
(イ) お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
(ロ) お客様が病氣、必要不可欠な助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと判断されたとき。
(ハ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げられたとき。
(ニ) お客様の旅行計画に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
(イ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算して23日目に当たる日以降(ピーク時に旅行開始するときは33日目に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。)
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。

- (キ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載された旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能な恐れが極めて大きいとき
- (ク) 上記(キ)の一例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター機を利用する場合において航空会社による関係書類の取得ができていないことにより運送サービスが中止されたとき
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収められている旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収めている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

16. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用が、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払われている限り、当社が支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しあるいは解除の翌日から起算して7日以内、滅没又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載された旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第21項又は第25項が規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18. 契約解除後の帰路手配

当社は、第16項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に居るための必要な旅行サービスの手配を行います。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担となります。

19. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられないことによるおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代理旅行サービスの手配を行うこと、内容、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めると、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるとなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社が旅行契約より旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載されている発着空港を起点(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレットの追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱います。パンフレットに記載のない国内線は普通運賃が利用の場合はこの限りではありません。
- (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じます。この場合において、これが当社の責任につき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

21. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内(旅行に對して通知があったときは)限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、21日以内(当社に対して通知があったとき)限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。
- (2) お客様が、次に示すような過失又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 食中毒
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- (ク) 航空運送約款または航空会社の定めにより、及び(イ)宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し。

22. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ自然な外来の事故により身体に傷害を被ったときは、約款の別掲「特別補償規程」に従い、お客様はこれと別途当社に規定する額を、後遺傷賠償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、死亡補償金として、2,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、暴行等による損害に含まれない限り、自由行動中のスカイダイビング、パラグライダー、搭乗、軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別掲「特別補償規程」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(以下「空白日」といいます)は、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、募集型企画旅行参加とはなりません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金又は当社が負べき損害賠償金(又は全部)を支払います。
- (5) 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項より損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

23. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第22項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施する募集型オプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施：当社又は(株)ニュージャパントラベル)と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります(一部日本にてお申込み、お支払のできるものもあります)。
- (イ) 契約が現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社が旅行条件は承認されません。
- (ウ) 契約が成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの現、現地旅行会社等に確認してください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等に「显なる情報提供として可能なスポーツ等」を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金(以下「記載する事象を乗じた額の変更補償金」を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いします。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次のようなものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われなかったにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したとき(いわゆるオーバーブッキング)である場合を除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす天災地変を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画と異なる遅延サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- (イ) 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第13項、第14項、第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載された旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	お支払い対象代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始の前日までにお客様へ通知した場合	旅行開始日以降にお客様へ通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日は、旅行終了日の変更	1.5%	0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)の旅行開始の目的の変更	1.0%	0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は、より設備の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の合計料金の契約書面に記載した等級及びそれを下回るレベルに限り)する	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港を旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は契約の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーシートに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1) 旅行開始前日とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。旅行開始後は、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合はをいいます。
- 注2) 確定書面に交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と呼び確定する。この場合において、確定書面の記載内容と確定書面の記載内容と間に変更が生じたときは、それらの変更について1件として取り扱います。
- 注3) ①又は②に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4) ②に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更については、1泊につき1件として取り扱います。
- 注5) ホムページ、パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき1件として取り扱います。
- 注6) ②に掲げる変更については、①~⑥の料率を適用する⑦の料率を適用します。
- 注7) 1件とは、運送機関の場合1乗車単位に、宿泊機関の場合1泊単位、その他の旅行サービスの場合は1契約を1件とします。
- 注8) ②③④に掲げる変更が1乗車単位又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注9) ③④に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注10) 運送機関の会社名の変更、②宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものについては、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注11) 運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注12) ②の宿泊機関の等級は旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストに準じます。

- (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (2) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金額より変更補償金の支払いに替えて、同価値の他の物品又は旅行サービスの提供を行うことができます。
- (3) 当社が(1)の変更補償金を支払った後、第21項の規定に基づく当社の責任が発生するところから明らかになった場合は、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払った変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

25. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を知らないことにより当社が損害を受けるときは、お客様は当社に対し損害を賠償しなければならない場合があります。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければならない場合があります。
- (3) お客様は、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行代金において遅やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

26. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けるとき(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟取扱契約がないとき、業務上の理由等によってお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときは旅行代金は、通常の募集型企画旅行契約の組合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 通信契約に際し、会員は申込みよりする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。郵便による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を受けたときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約でのカード利用日は、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻債務を履行するまでとし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出があった日となります。
- (エ) 与信等の理由により会員の申し込みのクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第13項(1)に掲げる取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金によるお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (オ) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の所有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。また、旅行契約を締結する場合は、旅行契約が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟取扱契約がないときまたは業務上の理由等によってお受けできない場合もあります。

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び行動補助のために要した諸費用が発生した場合は、お客様にご負担していただきます。
- (2) お客様の使用を促すために、土産物店等に案内することがあります。お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。購入の際はトラブルが生じないよう商品の確認及び購入の旨の受け取りなどを必ず行なってください。免税店戻しがある場合は、ご購入品必ず手荷物にお手元にご用意いただき、その手続きはお土産店、空港において手続完了方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行なってください。戻し戻す際の戻り手続は国内諸法令により日本に持ち込みが禁止されている品物がござります。戻す際の戻し戻しは十分ご注意ください。
- (3) 当社の募集型企画旅行に参加したことから、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合があります。マイレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなると、理由の如何を問わず、当社は21項(1)の責任を負いません。
- (4) 子供代金は、旅行開始日を基準に2歳以上12歳未満の方の適用となります。幼児代金は、旅行開始日を基準に2歳未満、12歳未満の方の適用となるベッドを専用で利用しない方に適用します。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 疾病・傷害が発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なご実情です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (7) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用される券面に記載されているおに記入してください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行停止、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社はお客様との交代の場面に準じて、第12項のお客様の交代手数料を申し受けます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名訂正が認められず、旅行契約を解除した場合もあります。この場合は第13項の当社所定の取消料をいただきます。
- (8) 旅客の連絡先情報提供
- (ア) 航空会社よりお客様情報として携帯番号、メールアドレスの提供を求められた際は速やかに提供下さい。情報提供を拒否された場合は、その旨を航空会社へ伝えます。

28. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について

- レベル1)十分注意してください。」「(海外中絶中)」
- (イ) 通常通り旅行しますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
- (ロ) 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル2)不要不急の渡航は止めてください。」「(海外中絶中)」
- (イ) 原則履行はできませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、履行いたします。その場合の対応は口により。
- (ロ) 当社が海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
- (ハ) 同一商品企画内容の範囲内であり、範囲外に予定を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は回収いたしました。
- (ニ) ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容の重要な変更(第22項の表の左欄に記載されたもの)が生じた場合は、取消料を回収いたしません。
- (ホ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する事があります。
- レベル3)「渡航は止めてください。」「(海外中絶中)」
- レベル4)「速断して中止してください。」「(海外中絶中)」
- 履行を中止いたします。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

30. 弁済業務保証金制

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっており、当社と旅行契約を締結したお客様、その後の経過中当該契約に当社に対して債権を取得した場合で当社らのお支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額を速やかに受け付けることができます。

31. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます)は(以下、両者を含めて「当社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がご申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関)の予約に際して当社(パンフレット)記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに必ずお送りする確定書面に記載された情報の提供するサービスの手段及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手続等」といいます)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先・土産物店等のお客様の買物の管理のために必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産物店等へ、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗券のある航空券番号等、あらかじめ電子的または書面的方法によって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意したものとします。
- このほか、当社等では、旅行保険受託業者と必要なデータと提携する商品のサービスとの提供、当社等個人のお客様の個人データのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供の新しいアンケートのお願い、特典サービスの提供、遅来、よりよい旅行企画を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中にお客様があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様また旅行中の国内連絡の方の個人情報をお取り扱いしています。この個人情報も、お客様に帰国後の方の個人情報およびお客様に大幅な変更があった場合、その他で国内連絡の方の連絡の必要があるときと当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡の方の個人情報をお取り扱いに提供することについて国内連絡の方の同意を得るものとします。上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.njnp.jp>)にてご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身で確認下さい。